

「二要素認証システム更新・運用保守業務」 に関する募集要領

令和8年4月

那覇市企画財務部情報政策課

1 目的

本市では平成28年度より基幹系ネットワークへのログインにICカード認証を用いた2要素認証を行っている。現行システムの保守終了に伴う次期システム導入にあたり、昨今のセキュリティ脅威に対処するため、現行のICカード認証のほか最新技術である顔認証の導入を検討し、堅牢性と迅速な認証処理を両立する最適解をプロポーザル方式により広く求め、個人情報の適正な管理の徹底と利便性向上による業務の最適化に資することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

業務の名称は、「二要素認証システム更新・運用保守業務」（以下「本業務」という。）とし、提案依頼書を含めてこの業務を書き示す場合は統一してこの名称を使用すること。

(2) 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおり。

- ・二要素認証システム導入業務
- ・運用保守業務（62カ月分）

(3) 業務に求める要件

本業務に求める要件は別紙1「那覇市二要素認証システム更新・運用保守業務仕様書」に記載する。

(4) 提案上限額・支払い方法

提案上限額 31,502,350 円（消費税及び地方消費税含む。）（62カ月分）

業務内容に応じた提案上限額・支払い方法を以下に示す。

業務内容		提案上限額	支払い方法
A	機器、ライセンス、オプション利用料	15,254,250 円	導入業務完了後一括払い
B	構築費	2,062,500 円	導入業務完了後一括払い
C	運用保守料	14,185,600 円	毎月後払い（62カ月）
合計		31,502,350 円	

※ 企画提案のため上限金額を示したものであり、契約金額ではない。また、採択された企画提案に基づき業務内容を調整のうえ、再度見積もりを求める。

(5) 契約期間

契約締結日から令和13年9月30日まで

(6) 利用期間

令和8年8月1日から令和13年9月30日まで（62ヶ月）

(7) 契約保証金

契約保証金は那覇市契約規則第30条第6号イの規定により免除する。

3 参加資格要件

(1) 提案事業者要件

- ア 「2.業務概要(2)」にある業務を「2.業務概要(4)」に示す業務内容に応じた提案上限額の範囲内で実施すること。
- イ 法人格を有する者であること。
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマークまたはISO/IEC27001(ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム))の認証を取得していること。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- オ 市町村税等(市町村民税、固定資産税、軽自動車税等)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- キ 公募開始日から契約締結日までにおいて、国、沖縄県、及び本市より指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ケ その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。
- コ 保守窓口が沖縄本島内に所在し、オンサイト保守が可能であること。

(2) 協力連携事業者要件

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者(以下「協力連携事業者」という。)との連携を行う場合、3(1)イ~ケの要件を満たし、プロジェクト管理、システム導入、システム改修、システム保守等について業務を分担し、一体となって業務を遂行できる事業者組織を求める。なお、協力連携事業者として記載のなかった事業者の参加は原則認めない。

また、協力連携事業者が、本提案に参加しようとする複数の提案者間で重複していないこと。重複して参加している場合は、本提案への参加を認めない。

4 提案に関する事項

(1) 参加表明書の提出

本提案への参加を希望する者は、参加表明書を所定の様式により提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

提出期限：令和8年5月8日（金）正午までに提出（土日祝日は除く）、又は郵送必着（書留郵便に限る）

提出先：「10 照会先」に定める照会先

提出物：以下のとおり

	資料名	備考
A	提案参加表明書（様式1）	
B	会社概要（様式2）	
C	誓約書（守秘義務）（様式3）	
D	委任状（様式4）	代表者以外の支店長、営業所長等に提案、見積、契約締結、代金請求等の権限を委任する場合。
E	使用印鑑届（様式5）	実印以外を使用する場合。
F	誓約書（暴力団等）（様式6）	
G	印鑑証明書	那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録をしている者は省略可。 H、I、J、Kについては協力連携事業者も提出すること。
H	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
I	市町村税納税証明書（滞納のない証明書）	
J	消費税納税証明書（滞納のない証明書）	
K	直近の過去2期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	

※協力連携事業者・予定リース事業者がある場合、提案参加表明書（様式1）に記述し、様式2、様式3については協力連携事業者も同様に提出すること。協力連携事業者として記載のなかった事業者の参加は原則認めない。

(2) 提案に係る書類の提出

提出期限：令和8年5月18日（月）正午までに提出（土日祝日は除く）、又は郵送必着（書留郵便に限る）

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けません。

※提案審査の順番は提案書の受付順の逆順とする。具体的な日時及び場所については別途通知する。

提出先：「10 照会先」に定める照会先

提出物：以下のとおり

	資料名	部数
ア	提案提出書（様式7）	1部
イ	提案書	1部 ※資料毎にインデックス等を付け見易さに配慮すること
ウ	機能要件確認書（様式8）	
エ	協力連携事業者予定調書（様式9）	
オ	費用見積書	
カ	CD-R	1部 上記ア～カについて、全てPDF化すること ※エについてはExcelファイルも提出すること。

(3) 提出物詳細：以下のとおり

ア 提案提出書（様式7）

※押印箇所には実印または使用印鑑届出印を押印すること。

イ 提案書（指定様式なし）

※実印または使用印鑑届出印を押印すること。

提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、別紙2「提案書作成要領」に従って作成すること。本業務の詳細は、仕様書を確認すること。

ウ 機能要件確認書（様式8）

各要件に対して、「○、△、×、－」を記述し、提案するシステムの対応状況を証明すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙（A4サイズ任意様式）の添付でも差し支えない。

「○」 標準機能で対応可

「△」 サブシステム利用や軽微なカスタマイズ（※）等代替手法で対応可

「×」 対応不可

「－」 提案する認証方式の対象外

※システムの基本機能等に影響が出る可能性があるカスタマイズは不可

★必須項目について「△」の場合は提案額の範囲で対応すること。

★任意項目について「△」の場合、費用が発生する場合は備考欄に金額を明記すること。

エ 協力連携事業者予定調書（様式9）

オ 費用見積書（指定様式なし）

提案する本業務に必要な費用を見積もり、「2.業務概要（4）」に示す業務内容に応じた額および総額（以下「提案見積額」という。）を記載すること。

カ CD-R

上記アからオを PDF 化し、CD-R で提出すること。

※エについては Excel ファイルも提出すること。

（4）本提案に関する質問及び回答

本提案に関する質問は、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

受付期間：令和8年4月20日（月）～令和8年4月28日（火）正午

提出方法：「10 照会先」に定める照会先宛てに質問疑義照会書（様式 10）を添付してメールで照会する。また、メールの件名は「二要素認証システム更新・運用保守業務について」とする。

※質問疑義照会書は PDF ファイル、Word ファイル両方で提出すること。

回答方法：令和8年5月1日（金）までに那覇市公式ホームページへ回答書を掲載する。

（5） 応募者が5者以上ある場合の審査評価

応募者が5者以上ある場合は、事務局にて以下のとおり一次審査を実施のうえ4者を選定する。

ア 機能要件確認書におけるパッケージ標準機能の割合を点数化し、点数の高い4者を一次審査通過事業者として選定する。

イ 複数の事業者が同順位となり4者の決定が出来ない場合は、サブシステム利用や軽微なカスタマイズ等の代替手法の割合を点数化し、点数の高い事業者を一次審査通過事業者とする。

ウ 上記イの場合においても、なお同点となる場合は、委員会にて協議を行い判断するものとする。

（6）参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式により申し出ること。

（7）提案の無効

ア 提案見積額が業務内容に応じた提案上限額を超えているとき。

イ 参加要件を満たさないとき。

ウ 所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。

エ 提案に関して不正行為があったとき。

オ 見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、または金額を訂正した見積をしたとき。

(8) その他、注意事項

ア 提案書類等の書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

イ 提供いただいた提案書類一式は返却しません。なお、提出書類等については、本市組織内でコピー・配布することはありますが、貴社に断りなく他公共団体や他社への配布はしません

5 提案審査評価及び選定に関する事項

提案審査評価は、委員が実施する。

(1) 審査区分及び審査方法

審査は提案審査及び価格審査の2区分で実施するものとし、別紙3「二要素認証システム更新・運用保守業務評価基準」に沿って提案内容の審査を行う。審査区分及び審査方法は以下のとおり。

審査区分	審査方法
提案審査	提案書および機能要件確認書の書類審査とプレゼンテーション・デモンストレーションによる審査を行う
価格審査	提案見積額による価格点の導出を行う

(2) 配点

審査点は100点満点とし、審査区分における配点は次のとおり。

提案審査 80点

価格審査 20点

※ 提案上限額総額 31,502,350円から 315,023円（提案上限額総額÷100小数点切り捨て）減額ごとに1点を加点とし、提案上限額総額との差額が 6,300,460円（315,023円×20点）以上の場合、価格点満点（20点）とする。

(3) 提案審査の実施

実施期日：令和8年5月25日（月）

実施場所：那覇市役所本庁舎内会議室

時間：50分以内（プレゼン35分※実機によるデモンストレーションを含めること、質疑応答15分）

参加人数：4名以内とする。

内容：①プレゼンテーション及び「提案書」と「機能要件確認書」の内容評価
②デモンストレーションによる機能評価（デモ内容について：ユーザー登録、ログイン、離席、再ログインまでの一連の流れを実施すること）

※プレゼンテーション・デモンストレーション時に資料の追加提出は認めない。

※デモンストレーションは、仕様書で指定する認証機器（カードリーダー・ICカ

ードまたはカメラ) を用い、その他の実機は提案者が用意すること。
※認証機器は、提案に係る書類の提出時にサンプルの貸し出しを行う。
※デモンストレーションでインターネット環境が必要な場合は提案者にてポケット Wi-fi 等の通信機器を用意すること。通信機器の電波状況の確認を事前に行いたい場合は、別途連絡のうえ申し込みすること。

(4) 予備日について

災害その他やむを得ない理由があるときは、提案審査の期日を延期することがあります。延期になった場合、以下日程を予定している。

提案審査の予備日：令和8年6月1日（月）

6 優先交渉権者の選定

評価点を合計し、順位を1位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。優先交渉権者を選定するまでの手順は以下のとおりとする。

- (1) 順位を1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。
- (2) 上記(1)の方法において、順位を1位とした委員の数が同数の場合は、当該提案事業者の順位を2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (3) 上記(2)の方法においても、順位を2位とした委員の数が同数の場合、当該提案事業者の順位を1位とした委員の当該提案事業者に係る採点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- (4) 上記(3)の方法においても、優先交渉権者が決しない場合は、委員会で協議し決定する。
- (5) 公募の結果として応募者が1者の場合も審査し、委員会の合意をもって優先交渉権者とする。
- (6) 上記(1)～(5)に関わらず、各委員の評価点の合計が6割に満たない場合は選外とする。但し、評価者の過半数が6割以上の評価を行った場合を除く。

7 審査結果の通知

- (1) 選定後速やかに全提案事業者に文書により通知するものとする。その内容は優先交渉権者名及び次点交渉権者名のみとする。
- (2) 審査結果についての意義申立及び問い合わせには、一切応じない。

8 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の協議について
 - ア 優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
 - イ 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以

下「追加等」という。)を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。
- イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。
- ウ 優先交渉権者として協議が成立したものを、以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ア 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ア 本業務の受託経費の用途については、その根拠となる証憑を整理し、本業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- イ 本業務の再委託については、発注者の承認を要件とする。

9 その他

那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券の発行はしない。

10 照会先

那覇市 企画財務部 情報政策課

担 当：銘苅、松島、池原

所在地：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市本庁舎6階

電 話：098-861-0350

F A X：098-862-0619

E-Mail：[M-JYOH0001\(at\)city.naha.lg.jp](mailto:M-JYOH0001@city.naha.lg.jp)

※(at)の前の「JYOH0」は英字「001」は数字。「(at)」は「@」に置き換えること。